

2025年度助成プログラムのご案内

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京では、東京の芸術文化の魅力を向上させ、世界に発信していく創造活動や、地域の文化や伝統芸能の振興、社会や都市のさまざまな課題に取り組む芸術活動を支援しています。2025年度は下記の助成プログラムを実施します。

- **東京芸術文化創造発信助成**
 - カテゴリーⅠ [単年助成]芸術創造活動 2025年度 第1期公募ガイドライン 2月4日(火)公開
 - カテゴリーⅡ [長期助成]芸術創造活動
 - カテゴリーⅢ [長期助成][単年助成]創造環境向上活動
[単年助成]2025年度 第1期公募ガイドライン 2月4日(火)公開
 - カテゴリーⅣ [長期助成]海外映画祭参加活動〔2025年度新設〕
- **芸術文化による社会支援助成** 2025年度 第1期公募ガイドライン 2月4日(火)公開
- **伝統芸能体験活動助成**(2025年度公募ガイドライン 3月4日(火)公開)
- **地域芸術文化活動応援助成**(2025年度 第1期は公募中、2月12日(水)締め切り)

このたび、上記の中の東京芸術文化創造発信助成 カテゴリーⅠ[単年助成]、カテゴリーⅢ[単年助成]と芸術文化による社会支援助成の公募ガイドラインを2025年2月4日(火)に公開します。なお、申請受付期間は助成プログラムにより異なります。その他の助成プログラムにつきましては、詳細が決まり次第、アーツカウンシル東京のウェブサイトにてお知らせします。

- **芸術文化魅力創出助成**(2025年度 第1期公募ガイドラインは3月28日(金)に公開予定)
- **東京ライブ・ステージ応援助成**(2025年度 第1期公募ガイドラインは4月16日(水)に公開予定)
- **スタートアップ助成**(2025年度 第1回公募ガイドラインは4月22日(火)に公開予定)
- **ライフウィズアート助成**(2025年度公募ガイドラインは5月23日(金)に公開予定)
- **芸術文化魅力創出助成 TOKYO CITY CANVAS 助成**
- **東京芸術文化鑑賞サポート助成**

2025年度公募より消費税及び地方消費税は全て助成対象となりません。税抜きの金額となります。

※各プログラムの詳細は公募ガイドラインをご覧ください。

<https://www.artscouncil-tokyo.jp/ja/what-we-do/support/grants/>

<事業に関するお問い合わせ>

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京 活動支援部助成課 担当:玉虫、浅野
TEL: 03-6256-8431 E-mail: josei@artscouncil-tokyo.jp

<本リリースに関するお問い合わせ>

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京 企画部広報課 広報担当:工藤、堀岡
TEL: 03-6256-8432 E-mail: press@artscouncil-tokyo.jp

2025年度 第1期 東京芸術文化創造発信助成

「東京芸術文化創造発信助成」は、東京の都市としての魅力の向上に寄与する多様な創造活動とその担い手を支援するため、東京を拠点とする芸術家及び芸術団体等に対して活動経費の一部を助成します。

カテゴリー I [単年助成]芸術創造活動

申請受付期間：2025年2月4日（火）10時～3月4日（火）18時

カテゴリー I では、東京都内において実施される上演・コンサート・展示・上映・アートプロジェクト等の創造活動や、東京都内又は海外で実施される国際的な芸術交流活動を支援します。

■対象となる申請者

東京都内を活動拠点とする芸術団体等又は東京都内に居住する個人

■対象となる事業の実施期間

2025年7月1日以降に開始し、2026年6月30日までに終了する事業

■対象となる事業の実施場所

東京都内又は海外 ※オンライン公開を含む。

■対象となる分野及び活動内容

申請者が主催する(※)下記の事業

※海外における事業で、申請者が主催者でない場合は、現地の主催者等から招聘や同意があること

(1) 対象となる分野: 音楽、演劇、舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)

(2) 対象となる事業内容: 次のア又はイのいずれかに該当する事業で、かつ公開を伴うものであること

ア 都内での芸術創造活動

都内で実施する上演・コンサート・展示・上映・アートプロジェクトその他の創造活動

※さまざまな芸術活動を組み合わせた事業(フェスティバル等)も対象となります。

イ 国際的な芸術交流活動

海外公演・展示、国際コラボレーション、国際フェスティバル、招聘公演・展示等

※都内だけで実施する「国際的な芸術交流活動」の場合、海外の芸術団体及び芸術家等が事業の主たる役割を担っていること

■助成金額(補助率と申請上限額)

事業内容	実施場所	補助率	申請上限額	
			団体	個人
ア 都内での芸術創造活動	都内	助成対象経費の1/2以内	200万円	50万円
イ 国際的な芸術交流活動	都内又は海外		400万円	

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■サポート費

上記の助成金額とは別に、創作環境サポート費(上限10万円)を申請することができます。

※申請の際に、サポート費を申請するか、あるいは申請しないかを選択してください。

■審査基準(助成方針)

審査においては、実現性に加え、革新性・独創性、影響力・波及力、国際性、将来性・適時性、継承性(伝統芸能分野での申請のみ該当)の観点を重視します。また、活動基盤形成期(若手)、活動拡大・発展期(中堅)、活動成熟・トップ期(ベテラン)など、芸術家や芸術団体の各ステージに則した助成方針を定めています。

カテゴリⅢ [単年助成]創造環境向上活動

申請受付期間：2025年2月4日（火）10時～3月4日（火）18時

カテゴリⅢ[単年助成]では、芸術創造環境の課題に取り組む、分野全体を広く見渡した活動に対して支援を行います。

■対象となる申請者

東京都内を活動拠点とする芸術団体等

■対象となる事業の実施期間

2025年7月1日以降に開始し、2026年6月30日までに終了する事業

■対象となる事業の実施場所

東京都内又は海外 ※オンライン公開を含む。

■対象となる分野及び活動内容

申請者が主催する下記の事業

(1) 対象となる分野:音楽、演劇、舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)

(2) 対象となる事業内容:

東京における芸術創造環境の現状と課題を捉え、課題解決に実践的に取り組むことにより、アーティストをはじめとするさまざまな創造活動の担い手の創造環境向上に資する事業で、何らかの公開や公募を伴うもの

(例)アーティストや芸術分野における専門職の人材育成事業・人材や情報の交流事業、芸術の発展・振興に資するアーカイブの構築や活用を推進する事業、芸術の普及に寄与する手法を開発する事業等

■助成金額(補助率と申請上限額)

期間	実施場所	補助率	申請上限額
単年助成(1年間)	都内又は海外	助成対象経費の2/3以内	100万円

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■サポート費

上記の助成金額とは別に、創作環境サポート費(上限10万円)を申請することができます。

※申請の際に、サポート費を申請するか、あるいは申請しないかを選択してください。

■審査基準(助成方針)

審査においては、計画性(実現性及び継続的発展性)に加え、芸術創造環境の課題を的確かつ適時に捉えているか、新たな発想で課題の解決に実践的に取り組んでいるか、提案している手法や仕組みが他の団体や事業にも波及し応用可能であるかの観点を重視します。

2025年度 第1期 芸術文化による社会支援助成

申請受付期間：2025年2月4日（火）10時～3月4日（火）18時

「芸術文化による社会支援助成」は、さまざまな社会環境にある人が共に参加し、個性を尊重し合いながら創造性を発揮することのできる芸術活動や、芸術文化の特性を活かし社会や都市のさまざまな課題に取り組む活動を助成します。

※今回の申請事業を含む2年間又は3年間の計画を有する事業には、最長3年間まで優先的に支援する方針を設けています。

■対象となる申請者

- ・東京都内を活動拠点とする芸術団体や中間支援団体、福祉団体、NPO等
- ・「子供の芸術鑑賞や体験機会の格差解消に取り組む事業」については、公共劇場、公共ホール等を運営する財団法人や民間企業等も、事業の主催者・共催者である場合は申請可

■対象となる事業の実施期間

2025年7月1日以降に開始し、2026年6月30日までに終了する事業

■対象となる事業の実施場所

東京都内又は海外 ※オンライン公開を含む。

■対象となる事業内容

[2025年度の重点支援]

子供の芸術鑑賞や体験機会の格差解消に取り組む事業を重点的に支援します。

申請者が主催する(※)下記の事業

※海外における事業で、申請団体が主催でない場合は、現地の主催者等から招聘や同意があること

(1)対象となる活動(次のいずれかに該当する事業)

- ア 社会的な環境により芸術の体験や参加の機会を制限されている人々(特に子供)が、鑑賞・創作等の芸術体験を行い、創造性を発揮したり想像力を豊かにしたりすることができる活動
- イ 申請団体自らの問題意識に基づいて社会課題(※)を設定し、さまざまな人や組織と連携・協働を行いながら課題解決に取り組む芸術活動
※特定の芸術分野や産業等の課題に留まらず、広く社会全体で共有しうる課題であること

(2)対象となる実施形態(次のいずれかに該当する事業)

- ア 芸術創造活動(公演、展示、ワークショップ等) ※芸術の分野は問いません。
- イ 環境整備活動(人材育成、調査研究、技術開発、アーカイブ作成等) ※成果の公開を伴うこと

(例)

- ・障害の有無、年齢、国籍、性差等に関わらず、さまざまな人が参加し芸術作品等を共同創作する仕組みをつくる活動[参加者相互の関係性や価値観に変化をもたらし、多様性に基づく芸術活動の価値を社会に発信する。]
- ・日本に在住する外国人が地域のひとと出会い、芸術文化を通じて互いの理解を深める活動[言語や文化的背景の違いから生じる問題に働きかけ、豊かで暮らしやすい地域コミュニティを形成する。]
- ・さまざまな理由で芸術への参加機会を制限されている人々が、新たな手法によって、分け隔てなく芸術の鑑賞や体験をできるようにする活動。また、それを支えたりつないだりする人を育成する活動
- ・地域やさまざまな組織と連携した互助ネットワークを構築し、これまで芸術活動に参加する機会が制限されていた子供が、芸術鑑賞や創作体験を行うことができる仕組みをつくる活動[経済的・社会的・地域的な制約によって生じる子供の芸術体験の格差を解消し、創造性や表現力を育むことができる場を形成する。]

■助成金額(補助率と申請上限額)

助成対象経費の合計額の3分の2以内で、かつ200万円を上限額とします。

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査基準(審査の観点)

審査においては、計画性(事業目的、実施内容・実施方法の適合性、実現性)、先駆性・独創性、効果の広がり、継続的発展性の観点を重視します。

2025 年度 伝統芸能体験活動助成

申請受付期間：2025 年 3 月 4 日（火）10 時～5 月 8 日（木）18 時

「伝統芸能体験活動助成」は、伝統芸能のさまざまな種目について、初めての人でも入り易く、ひとりの参加者が同一の種目の実技を複数回にわたって自ら体験することができる事業を助成します。伝統芸能の面白さを体感する機会を提供し、伝統芸能が暮らしの中に根つき日常的にお稽古に通う人の拡充へとつなげることで、伝統芸能の振興を図ることを目的とします。

■対象となる申請者

東京都内に本部事務所や本店所在地が存在する団体（劇場、音楽堂、芸術団体、NPO、実行委員会等）
※公共劇場、公共ホール等を運営する財団法人や民間企業等は、事業の主催者・共催者である場合は申請可

■対象となる事業の実施期間

2025 年 9 月 1 日以降に開始し、2026 年 8 月 31 日までに終了する事業

■対象となる事業の実施場所

東京都内

■対象となる種目及び事業内容

ひとりの参加者が同一の種目の実技を複数回にわたって実地に体験することができ、参加者に対して実技体験の継続を促すことを意識した、日常的なお稽古への入り口（きっかけ）となる事業

(1) 対象となる種目：日本の伝統芸能

- ・器楽（雅楽、箏・三味線、尺八、笛、能楽囃子、邦楽囃子等）
- ・歌いもの（箏曲・地歌、長唄、小唄等）
- ・語りもの（各種浄瑠璃、平家、琵琶楽、謡曲等）
- ・演劇（能・狂言）
- ・舞踊（日本舞踊）
- ・華道
- ・茶道
- ・書道

(2) 対象となる事業内容：次のアからウの要件を全て満たす事業

ア 楽器の演奏、舞踊や演技、華道、茶道、書道を実践するなど、実際の実技体験を中心とする事業であること

※複数の種目を扱う事業の場合は、ひとりの参加者が少なくともひとつの種目に関して複数回の実技体験を行う内容であること。また、主な事業内容が実技体験であれば、講座（座学）等が含まれていても構いません。

イ 単発的な体験ではなく、ひとりの参加者が一定期間、同一の種目を複数回にわたって体験できる仕組みがあること

なお、当該分野の伝統芸能を体験したことのない人でも参加することができること

ウ 参加者は、広く一般に向けて募ること

■助成金額（補助率と申請上限額）

助成対象経費の合計額の 2 分の 1 以内で、かつ 100 万円を上限額とします。

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査の観点

(1) どのような体験者を対象と想定し、対象者に応じた工夫をしているか、初めての人でも参加し易く、助成対象事業の終了後も日常的にお稽古に通ってもらえるきっかけづくりとなっているか、(2) 広報について、区市町村のネットワークを活用するなど、申請団体や当該種目の業界内の通常の広報活動の枠を超えた広い取り組みができているか、(3) 事業計画、資金計画、実施体制が適正かつ合理的であり、経理事務、進行管理を適切に行うことができるか、の観点をどれだけ満たしているかを判断して総合的に審査します。